

2歳児子育て支援事業の実施について

令和4年度より京都府による多子世帯等の2歳児に係る子育て支援事業の支援を実施致します。

事業概要は、以下の通りです。まずは、事業内容をご覧ください。

◆事業概要

○「手続きの対象者」：次の要件のいずれかに該当する2歳児

【要件】

① 多子世帯

（１）幼稚園、（２）認定こども園、（３）特別支援学校幼稚部、（４）保育所、（５）事業所内保育事業所、（６）企業主導型保育事業所、（７）児童発達支援、（８）医療型児童発達支援施設、（９）居宅訪問型児童発達支援、（１０）児童心理治療施設、（１１）小学校第1学年～第2学年に在籍（利用）している子どもが複数いる世帯

対象者要件の①に該当する場合

小学校第2学年以下の子どもを第1子とカウントし、2歳児が第2子に該当する場合は利用料の1／3を減免、第3子以降に該当する場合は利用料の2／3を減免
小学校第3学年以上は、カウントしない

② 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯

対象者要件の②に該当する場合

利用料の2／3を減免

③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯又は
市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等（※）
※ひとり親世帯等

←所得割額の見方
別紙【参考】

保護者又はその世帯内の子どもが次のいずれかに該当する場合

- ・配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当、障害基礎年金の支給対象者

対象者要件の③に該当する場合

2歳児が第1子に該当する場合は利用料の1／3を減免、第2子以降に該当する場合は利用料の2／3を減免

【次の幼児は対象外とする】

- ・市町村から教育・保育給付3号認定を受けた2歳児
（市町村から一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）（※）を受託している幼稚園が該当）
※京都市における事業名は「2歳児継続保育事業」

減免の対象期間は、無償化となる満3歳児の誕生月の前月までとします。（当月は対象外）
4月生まれは対象外になります。

◆補助減免額

(1) 利用料減免に要する経費を補助基準額とする。ただし、補助基準額の上限は次のとおりとする。

- ・ 保育料 28,000 円から 1 / 3 減免の場合 幼児一人当たり 月額 9,000 円 (上限)
- ・ 保育料 28,000 円から 2 / 3 減免の場合 幼児一人当たり 月額 18,000 円 (上限)

(申請書を提出後、確認したのち、無償化を迎える誕生月の前月分まで、合算で返金致します。)

実施例

① 多子世帯

複数の子どもが幼稚園等を同時に利用する場合、小学校第2学年以下の子どもを第1子とカウントし、第2子の利用料の 1 / 3 を減免、第3子以降の利用料の 2 / 3 を減免

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	
例1			第2子 [1/3減]			第1子 (幼稚園・保新・ 小学校在籍)			小3以上は カウントしない。 
例2			第3子 [2/3減]		第2子 (幼稚園・保新・ 小学校在籍)			第1子 (幼稚園・保新・ 小学校在籍)	

② 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯

同時利用かどうかにかかわらず、第1子以降の利用料の 2 / 3 を減免

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
例3			第1子 [2/3減]						

※カウントの年齢制限なし。
小3以上もカウントする。
(一律 2 / 3 減免)

③ 市町村民税所得割課税額 55,700 円未満世帯・市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等

同時利用かどうかにかかわらず、第1子の利用料の 1 / 3 を減免、第2子以降の利用料の 2 / 3 を減免

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
例4			第1子 [1/3減]						
例5			第2子 [2/3減]						第1子 (幼稚園・保新・ 小学校在籍)

※カウントの年齢制限なし。
小3以上もカウントする。

【参考】 市・府民税課税証明書

納税義務者	住 所 氏 名	お近くの区役所や市役所などで、課税証明書を依頼すると所得割課税額が分かると思います。家族世帯分の合算です。それぞれ発行してください。 又、6月以降の住民税の納税通知書にも所得割額の欄がありますので、そちらをご確認いただいても結構です。
-------	----------------	--

年度	所得の金額	税額	所得割額	均等割額	年税額
〇〇年度 (〇〇年分所得)	収入金額	〇 円			
	給与	〇 円	市民税	〇 円	〇 円
	公的年金等	〇 円	府民税	〇 円	〇 円

所得の金額の内訳	本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額
総所得 〇 円 (内給与 〇 円) 超短期土地等 〇 円 分離短期譲渡 〇 円 分離長期譲渡 〇 円 山林 〇 円 退職 〇 円 株式等の譲渡 〇 円	特別障害者 その他障害者 老年者 寡婦 特別寡婦 寡夫 勤労学生	控対配 * 老人控対配 同居老親等 〇人 老人扶養 〇人 特定扶養 〇人 16歳未満 〇人 その他扶養 〇人 同居特別障害 〇人 特別障害 〇人 その他障害	雑損 医療費 社会保険料 小企共済掛金 生命保険料 寄附金 損害保険料 障害者特別 配偶者特別 配偶扶養基礎 基礎	総所得 千円 超短期土地等 千円 土地等事業雑 千円 分離短期譲渡 千円 分離長期譲渡 千円 山林 千円 退職 千円 株式等の譲渡 千円
本人、扶養該当欄の*印は該当する事を示します。				

その他の事項

上記のとおり証明します。

年 月 日